

第 7 章 乗車変更等の取扱い

第 1 節 通 則

(乗車変更等の取扱箇所)

第 146 条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅又は車内において行なう。但し、旅客運賃・料金の払戻しは、旅行中止駅等所定の駅に限って取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、その隣接の駅員配置駅において行なう。

(注) 「乗車変更等」とは、この章に規定する次のものをいう。

- | | | |
|------------|---|------------------|
| 1 乗車変更の取扱い | { | (1) 区間変更 |
| | | (2) 特別急行券変更 |
| | | (3) 団体乗車券変更 |
| 2 旅客の特殊取扱い | { | (1) 無札 |
| | | (2) 紛失 |
| | | (3) 任意による旅行の取りやめ |
| | | (4) 運行不能及び遅延 |
| | | (5) 誤乗及び誤購入 |

(払戻請求権行使の期限)

第 147 条 旅客は、旅客運賃・料金について払戻しの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券類が発行の日の翌日から起算して 1 か年を経過したときは、これを請求することができない。

2 前項の規定にかかわらず、第179条、第180条、第182条、第183条、第185条、第186条、第187条及び第188条の規定により旅客運賃・料金について払い戻しの請求をする場合は、払い戻しの事由が発生した日の翌日から起算して 1 箇年を経過するまでの間はこれを請求することができる。

(乗車変更等をした乗車券類について、旅客運賃・料金の收受又は払戻しをする場合の既収額)

第 148 条 乗車変更等の取扱いをした乗車券類について、旅客運賃・料金の收受又は払戻しをする場合は、旅客が現に所持する乗車券類を発駅で購入した場合の旅客運賃・料金額を收受しているものとして收受又は払戻しの計算をする。但し、払戻しの場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃・料金の額を限度として取り扱う。